

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みよりの役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。なお、当法人の役員は非常勤役員のみで構成されている。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は、前項の報酬に含まれているものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費は、前項の報酬に含まれているものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費は、前2項の報酬に含まれているものとする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支払方法)

第8条 報酬等は現金で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 当月分の報酬等については、翌月15日までに支払いを行う。

(各年度の報酬等の総額)

第9条 理事及び監事の各年度の報酬等の総額については、別途評議員会の決議による。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成29年6月24日より適用する
令和2年6月16日一部改訂